

令和7年3月19日  
企画部長決裁

## 稲城市市民団体情報ステーション利用規約

### (目的)

1 この規約は、稲城市民の団体（以下、「団体」）が行う自主的な活動やイベント等の取り組みを集約して、市民団体情報ステーション（以下、「本サイト」）に掲載し、それぞれ閲覧・検索をしていただき、活動や会員拡大を支援し、活力に満ちた魅力あふれる地域社会となるよう、本サイトの利用等、必要な事項を定めたものです。

### (登録団体)

2 本サイトに登録して利用できる団体は、次に掲げる団体で、後段(1)～(8)の全てを満たす団体。

- ・ 稲城市の自治会等の団体。
- ・ 稲城市の公民館、体育施設、学校体育施設等の登録団体。
- ・ 市民活動サポートセンターいなぎの登録団体。
- ・ 稲城市内に主な活動拠点がある5人以上で構成する団体。

- (1) 団体の代表者が成人かつ市内在住・在勤・在学者である団体。
- (2) 構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学者である団体。
- (3) 市民等の自主的な参加による自発的な活動団体。
- (4) 公序良俗に反しない、社会的な非難を受けるおそれのない活動団体。
- (5) 営利を目的としないこと。
- (6) 宗教活動または政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」の利益にならないこと。

### 3 掲載できる情報等

- (1) 団体情報（会員募集等）
  - ・ 1団体1掲載までとします。
- (2) イベント等の取り組み情報
  - ・ 登録をした団体が行うイベント情報を掲載します。
  - ・ 掲載期間は、イベント実施日の概ね3か月前から実施日までとします。
- (3) 掲載情報の変更等
  - ・ 掲載情報に変更が生じた際は、速やかに修正を行ってください。

### 4 情報掲載までの流れ

- (1) 団体は、申し込みフォームに必要事項を入力して申請してください。
- (2) 市は、(1)の申請内容を確認して掲載します。
  - ・ 市の確認は10日（開庁日）程度要します。
  - ・ 入力した情報に不備・不足がある場合は、市から確認の連絡をします。
  - ・ 確認の取れない場合は、申請を取り下げることがあります。

## 5 掲載情報の削除

市は、次のいずれかに該当するときは、団体の承諾の有無にかかわらず、掲載情報の削除をすることができる。

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2) 市からの問い合わせに一定期間回答がない場合。
- (3) その他、本サイトの運営上、市が必要と認めた場合。

## 6 サービスの停止

市は、次のいずれかに該当する場合は、団体の承諾を得ることなく、サービスの一部または全部を、停止することができる。

- (1) 本サイトの定期保守、更新または緊急に停止する必要がある場合。
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供が困難な場合。
- (3) インターネットを通じた不正な侵入等によりサービスの提供が困難な場合。
- (4) その他、不測の事態により市がサービスの提供が困難と判断した場合。

## 7 サービス内容の変更等

市は、本サイトの運営上、必要があるときは、団体の承諾を受けることなく、サービスの内容を変更、追加または中止することができる。

## 8 本サイトの閉鎖

市は、一定の予告期間をもって本サイトの閉鎖を行うことができる。

## 9 免責

市は、次の事項について、理由の如何を問わず一切の責任を負わない。

- (1) 本サイトのサービス提供が遅延、停止、変更または閉鎖等したことに起因して、団体が被った損害。
  - (2) 本サイトの情報に起因して生じた損害。
  - (3) 本サイトの利用によって第三者に与えた損害。
- 2 本サイトを通じて提供された情報に関し、団体間または第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、市に損害を与えないこと。

## 10 規約内容の変更

市は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規約の内容の一部を団体へ通告することなく変更することができる。

## 附則

この規約は令和7年3月25日から適用する。